

光化学オキシダントの緊急時対応について

1 趣旨

光化学オキシダントによる健康被害等を防止するため、大気汚染防止法及び富山県大気汚染緊急時対策要綱に基づき、注意報発令等の措置を講じている。

<光化学オキシダント>

工場、自動車等からの排出ガスが、太陽光線で酸化性の強い刺激物質に変化する現象であり、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に高濃度になりやすい。(※例年5～6月頃に高くなる傾向がある。)
また、中国大陸からの移流の影響等で、濃度が高くなる場合がある。

<主な健康被害>

目又は喉の痛み、せき、息切れ、吐き気、めまい等

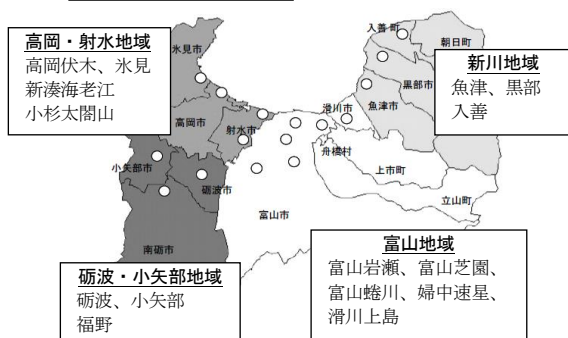
2 注意報等の発令基準

光化学オキシダントが次の濃度に該当し、気象条件からみて、汚染状況が継続すると認められる場合、地域ごとに発令する。

[ppm:百万分の一]

区分	注意報	警報	重大警報
濃度	0.12ppm以上	0.24ppm以上	0.40ppm以上

観測局の配置



地域	構成市町村
富山地域	富山市、滑川市及び中新川郡
高岡・射水地域	高岡市、氷見市及び射水市
新川地域	魚津市、黒部市及び下新川郡
砺波・小矢部地域	砺波市、小矢部市及び南砺市

3 注意報発令時の連絡体制

県環境保全課からの一斉メール送信等により、県下の保育所・幼稚園、小・中・高校などの学校、福祉施設、厚生センター・支所、富山市保健所、大学・高専などの関係機関約1,200か所に連絡する。

4 注意報発令時の措置

[健康被害の防止]

- ・テレビ、ラジオ、市町村広報車等による外出自粛の呼びかけ
- ・厚生センター・支所、富山市保健所による健康相談等の実施

[光化学オキシダント濃度の抑制]

- ・協力工場（燃料使用量の多い工場等14工場）に対する燃料使用量削減の勧告
- ・テレビ、ラジオ等による自動車使用自粛の呼びかけ

【過去の発令状況】 ※直近の発令：平成29年5月30日（火）、新川地域

地域 \ 年度	H16	H17～18	H19	H20～28	H29	H30～R7
富山	注意報2回	なし	注意報1回	なし	なし	なし
高岡・射水	注意報2回	なし	注意報1回	なし	なし	なし
新川	注意報2回	なし	注意報1回	なし	注意報1回	なし
砺波・小矢部	なし	なし	なし	なし	なし	なし